

# お知らせ

平成28年1月

平成28年2月1日から、道路運送車両法施行規則等の改正により、**保安基準適合証の取扱いが一部変更**となりますので、ご注意ください。

## 保安基準適合証の交付の可否等

検査の種類			適合証の交付 (可否)	標章の交付 (可否)	限定適合証の交付 (可否)	適合証による現車提示の省略 (可否)
新車の新規検査又は予備検査			×	×	×	×
中古車	新規検査	構造等が同一 ※1 <u>乗用車・軽自動車・二輪車・ 小型貨物で最大積載量1000kg以下かつ車体形状「バン」 又は「三輪バン」のもの</u>	○	×	○	○ ※3
		上記以外	○	×	○	×
	予備検査	構造等に変更 ※2	×	×	×	×
		構造等が同一 ※1 <u>乗用車・軽自動車・二輪車・ 小型貨物で最大積載量1000kg以下かつ車体形状「バン」 又は「三輪バン」のもの</u>	○	×	○	○ ※3
	予備検査	上記以外	○	×	○	×
		構造等に変更 ※2	×	×	×	×
継続検査 ※4			○	○	○	○
構造等変更検査 ※4			×	×	×	×
臨時検査			×	×	×	×

※アンダーラインの車両に関してはH28.2.1以降窓口に適合証を提出するものの取扱い

※1 道路運送車両法施行規則第43条の2に規定する長さ、幅、高さ等について登録識別情報等通知書等に記載されている事項と現車が同一であること。なお、軽自動車にあつては、自動車検査証返納証明書により確認のこと。

◎ 改正による適合証交付の取扱い (※◎部分はH28.2.1以降に検査・交付した適合証であること)

新規検査 予備検査	乗車定員11人以上 (乗合等)	自家用	↔	事業用	×
	<u>上記以外 (乗用・貨物・特種等)</u>	<b>自家用</b>	<b>↔</b>	<b>事業用</b>	<b>◎</b>
注)構造等が同一 であること	すべての自動車	自家用	↔	自家用貸渡	○

※2 構造等が変更されている場合は、自動車検査員は、道路運送車両法第94条の5第5項の規定により、当該車両が保安基準に適合する旨の証明をおこなうことはできない。

※3 中古新規検査、予備検査については、抹消又は返納時から構造等が変更されていない自動車に限り適合証の提出により現車提示を省略できるが、「幼児専用車」及び「特種用途」の普通自動車・小型自動車については、構造等が変更されていない場合でも現車提示の省略はできない。

※4 使用過程車への指定部品取り付けによる長さ、幅及び高さ等の変更については、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて」(平成7年11月・依命通達)により取り扱う。

※ご不明な点は窓口担当者までお尋ね下さい。

熊本運輸支局 整備部門